



新環対第 1245 号の 2  
令和 6 年 3 月 15 日

新潟県知事 花角 英世 様

新潟市長 中原 八一  
(環境部環境対策課)



イーレックス新潟（仮称）建設計画に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について（通知）

令和 6 年 2 月 13 日付け環政第 1383 号で照会のあった標記方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

今後、事業者は次の事項を十分に踏まえ、本事業の計画及び環境影響評価の手法に反映させるよう留意すべきである。

1 総括的事項

- (1) 当該事業は、世界最大級のバイオマス発電所の建設計画であり、地球温暖化対策に寄与するものと考えが、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。
- (2) 当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。また、準備書の作成にあたっては、調査・予測及び評価の過程について詳細に示し、文章や図の作成、用語の使用について工夫することで、わかりやすい図書となるよう留意すること。
- (3) 同時期に事業実施想定区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設や、火力発電所の更新が予定されているため、可能な限り情報収集等を行うことで、複合的な影響についての予測・評価を行うよう努めること。
- (4) 環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

## 2 個別事項

### (1) 燃料について

準備書においては、バイオマス燃料について、調達先における環境配慮の内容や製造・運搬方法などの詳細を具体的に記載すること。

### (2) 水環境について

温排水による海域の温度変化、取放水の流動に伴う海水の移動等を踏まえて適切に調査・予測及び評価を行い、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

### (3) 動物について

現地調査を適切に実施し、その結果重要な種の生息が確認された場合は、環境への影響が可能な範囲で回避・低減されるよう、必要な環境保全措置を検討すること。

### (4) 廃棄物について

事業に伴い発生する廃棄物は有効利用に努めるとともに、発生量や処理計画等について、準備書において具体的に示すこと。